

憲法改正の発議に際し、国民が検討するための 十分な時間を確保するよう国に求める要望意見書

私たちにとって大事な憲法の問題、私たちの子供や孫たちの世代にも残していく憲法をつくるために、正しい判断が求められております。

参議院選挙が終わり、憲法改正に必要な3分の2以上の賛成議員が当選したため、にわかに憲法改正の発議が現実味を帯びてきました。憲法改正の議論を国会においてしっかりとされることを期待しますが、それだけではなく、最終的には国民投票によって改正可否の判断がなされます。

しかし、自らを振り返るとき、現実的には学校で習ったほどの知識しかなく、これでは主権者である国民としての責任を果たすことができません。そこで、私たちは賛成、反対の結論を得るのではなく、必要となる十分な知識や、判断力をつけるために、勉強会を何度も重ねていかなければならないと考えます。

よって、国及び関係機関におかれましては、国民が必要な知識を習得し、自ら考え、正しい判断をするために、国民投票までに十分な時間を確保するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長